社会文教委員会

期日:平成27年6月19日(金)

午前 10 時 場所:第1委員会室

1 開会

2 委員長挨拶

3 理事者挨拶

4 議案審査

(1)議案第94号「飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

資料 No. 1

(2)議案第97号

「平成27年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案」

資料 No. 1

(3)議案第96号

「平成27年度飯田市一般会計補正予算(第1号)案」のうち、当委員会付託分 【付託表1】

- 5 請願・陳情審査
 - (1) 平成 27 年請願第 4 号 (新規)

資料 No. 2

ア 要旨

国に対し、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書を提出願いたいイ 請願者住所氏名

飯田市高羽町3丁目16番地 飯田市立飯田東中学校内飯田市学校教職員組合 執行委員長 齊藤 真治氏

(2) 平成 27 年請願第 5 号 (新規)

資料 No. 3

ア 要旨

国に対し、国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書を提出願いたい

イ 請願者住所氏名

飯田市高羽町3丁目16番地 飯田市立飯田東中学校内飯田市学校教職員組合 執行委員長 齊藤 真治氏

(3) 平成 27 年請願第 6 号 (新規)

資料 No. 4

ア 要旨

国に対し、複式学級の編成基準の改善及び教職員定数増を求める意見書を提出願いたい

イ 請願者住所氏名

飯田市高羽町3丁目16番地 飯田市立飯田東中学校内飯田市学校教職員組合 執行委員長 齊藤 真治氏

(4) 平成 27 年陳情第 1 号 (新規)

資料 No. 5

ア 要旨

国に対し、自治体による乳幼児医療等の単独助成に対する、国民健康保険制度における国庫負担の減額調整措置の在り方について見直しを求める意見書を提出願いたい

イ 陳情者住所氏名

飯田市鼎一色 181 番地 5

ひまわりグループ 代表 奥村 愛子氏

6 閉会中の継続審査の申し出について

資料 No. 6

7 閉会

議案第96号 平成27年度飯田市一般会計補正予算(第1号)案 付託表

【社会文教委員会】

1 歳入

| | 款 | 項 | B | 議案頁 |
|-----|-------|---------|------------|-----|
| 1.0 | 国庫支出金 | 1 国庫負担金 | 4 衛生費国庫負担金 | 8 |
| 113 | | 3 委託金 | 10 教育費委託金 | 8 |
| 14 | 県支出金 | 1 県負担金 | 4 衛生費県負担金 | 8 |

2 歳出

| | 款 | | 項 | | 目 | 議案頁 |
|----|-----|---|-------|---|----------|-----|
| 4 | 衛生費 | 1 | 保健衛生費 | 1 | 保健衛生総務費 | 12 |
| 10 | 教育費 | 2 | 小学校費 | 2 | 小学校教育振興費 | 12 |



「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書

2015年5月27日

飯田市議会議長 木下 克志 様

請願者(住所)飯田市高羽町3丁目16番地

飯田市立飯田東軍学校内-(団体) 飯田市学校教師 執行委員長 齊藤 印 印行職田

紹介議員 清水

印

「 請 願 事 項 〕

平成28年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。 1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2 分の1に復元すること。

〔 請 願 珥 由 〕

義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。そしてこの原則を守るために義務教育費国庫負 担制度が1953年(昭和28年)に成立しました。それまで県・市町村の負担であった学校の教育活動費、人件費 を含む必要経費が国の負担になるようになり、教育の機会均等や教育条件の差がなくなり、保護者負担も大きく 減りました。

しかし、1985 年から政府は教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目 を外し、一般財源化してきました。また、2006 年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は 堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、減らされた国庫負担金は一 般財源として地方に交付税のかたちで配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を 圧迫する状況が続いています。今後さらに 3 分の 1 とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も 含めた検討がなされる可能性もあります。

この制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図る制度として現行義務教育制度の重要な根幹をなし ています。国が、財政的な責任を果たさなければ、都道府県、市町村による教育条件格差ができてしまい、住ん でいる地域によって教育の質に差ができる事態が生まれかねません。

私たちは、子どもたちがどこに住んでいても自治体の財政力に左右されず、等しく教育を受ける権利を保障す るために義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充すべきであり、国庫負担率を3分の1から2分の1へ再び戻すべ きと考えています。教育水準の維持・向上を図り、県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう、義 務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の採択を是非お願いいたします。

長野県 飯田市議会事務局 平成 27.5.国の責任 第 請 - 5 号

2015年 5月27日

議会議長 木下 克志 様

【請願趣旨】

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするために、国の責任による35人以下学級の計画的推進と教育予算の増額を求める意見書を、政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げるよう求める意見書を、政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。

【請願理由】

現在の学校や子どもをとりまく様々な課題が増加する中、35 人以下学級の実現など教職員定数の大幅増を求める世論はますます大きいものとなっています。

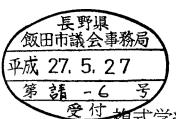
国においては国民的な強い要求に支えられ、2011 年度義務教育標準法の改定を行い、30 年ぶりに学級定数の引き下げが行われました。しかし、2012 年度は小 2 への 35 人以下学級の拡大は加配対応となりました。2013 年、2014 年とも 35 人以下学級の動きは止められ、2015 年度予算編成では、35 人以下学級推進の概算要求すら見送られました。

長野県では2013年度に35人以下学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校のすべての学年において35人以下学級となりました。しかし、義務教育標準法の裏付けがないために財政的な負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により補っていたりするなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、業務の多様化する学校現場で、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応をするためには、少人数学級は欠かせません。 このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に35人以下学級を実現する必要があります。

また、長野県では少子化がすすむ中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的な負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現させるため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることも大切です。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見 書を提出していただきたくよう請願いたします。



複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める 意見書提出に関する請願書

平成27年 5月27·日

飯田市議会議長 木下克志 様

請願者(住所) 飯田市高羽町3丁里16番井長 飯田市立飯田東 音 紹学野 (団体) 飯田市学校教職 組合 校県 執行委員長 齊藤 真 之 執 教 飯 印 紹介議員 清水 勇 看

【請願趣旨】

平成28年度国の予算編成につき、どの子にもゆきとどいた教育をするために、複式学級の編制基準の 改善、教職員定数増を求める意見書を政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。

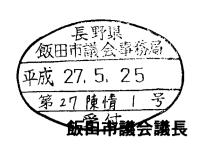
【請願理由】

少子化が全国的に進む中、特に過疎化の進む地域において、現行の学級編制基準のもとでは、複式学級が増加せざるを得ない状況も生まれています。この状況を改善すべく、少人数の学校が立地する多くの地方自治体は、それぞれ独自に予算付けを行い、子どもたちの学びの質を保障し、保護者や地域社会の人びとの教育条件に対する不安を解消すべく、複式学級解消のための加配措置をとっています。たとえ少人数の子どもたちであっても、教育の機会均等あるいは教育水準保障の観点から、複式学級は避けられるべきであり、そのためには、現行の学級編制基準を改善する必要があります。

また、学校規模の大小を問わず、教職員がゆとりを持って子どもたちとふれあうことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められています。

現在の日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人あたりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。学校規模の大小を問わず、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応ができるようにするためにも、「教職員配置の更なる充実」が必要です。現在、様々な教育課題に対応するための独自の加配措置が、多くの地方自治体で行われていますが、地方交付税の削減が毎年行われる昨今の情勢を鑑みるに、こうした独自の措置を継続することは困難になってきます。

貴議会におかれましては、このような趣旨をご理解いただき、次世代を担う子どもたちの健やかな成長のために35人以下学級の早期実現とともに、複式学級の編制基準の改善、教職員定数の大幅増を求めて政府および関係行政官庁あてに意見書を提出していただくよう要請いたします。



平成27年5月25日

木下 克志 様

飯田市鼎一色181-5 ひまわりグループ代表 奥村 愛子村

地方単独事業(子どもの医療費助成等)に係る国保の減額調整措置の 見直しを求める陳情

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の成立に向けて、審議されている処であり国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところであります。

国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところです。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くみられます。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請いたします。

貴議会におかれましては、本陳情を採択いただき、下記事項について地方自 治法第99条の規定に基づき、意見書として政府に提出いただきたく陳情いた します。

記

- 1. 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
- 2. 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、 地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要 であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検 討すること。

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿 厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿 財務大臣 麻生 太郎 殿 総務大臣 高市 早苗 殿

平成 27 年 6 月 19 日

飯田市議会議長 様

飯田市議会 社会文教委員長

閉会中の所管事務調査に係る継続審査の申し出について (案)

飯田市議会委員会条例(昭和44年条例第30号)第2条に規定する所管事務について、 閉会中に所管事務調査として第5次基本構想基本計画の平成26年度実績評価をすること と決定したので、飯田市議会会議規則(昭和54年議会規則第1号)第98条第1項及び第 104条の規定により申し出ます。

記

- 1 目的 飯田市自治基本条例第22条第2項に基づき、執行機関の活動を監視、評価する ことで適正な行政運営の確保に努めるため
- 2 方法 「平成27年度議会による行政評価実施要項」に基づいて実施する
- 3 期間 平成27年6月27日から平成27年8月31日まで
- 4 閉会中の継続審査の理由

第5次基本構想基本計画の施策を中心とした平成26年度実績に関し、執行機関の評価結果を基に議会としての評価を行い、その結果を9月定例会の決算認定へ反映させるため